

非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正に係る「定款」の一部改正（案）について

令和6年11月20日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

令和6年改正金融商品取引法において、主に特定投資家等を対象とする非上場有価証券の仲介等の業務のみを行う第一種金融商品取引業者（以下「非上場有価証券特例仲介等業者」という。）について、自己資本規制比率に関する規制、兼業規制及び金融商品取引責任準備金の積立に関する規制の適用を除外する制度が創設された。

今般、上記金融商品取引法の改正に伴い、新たに規定された非上場有価証券特例仲介等業者を、本協会の「特定業務会員」とするための規定の整備を図るため、「定款」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

「特定業務会員」の対象となる業務に、「金商法第29条の4の4第8項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務」を加える。（第5条）

III. 施行の時期

この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年5月22日法律第32号）附則第1条本文に定める施行の日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：2024年11月20日(水)から同年12月19日(木)17:00まで(必着)

② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 総務部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=10>

(2) 意見の記入要領

件名を「定款の一部改正(案)に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)

③ 会社名(法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。)

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 総務部 (TEL 03-6665-6800)

以 上

「定款」の一部改正（案）について

令和6年11月20日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p>(協会の要件)</p> <p>第5条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（次に掲げる業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イから三までに掲げる業務のみを行う者を除く。）</p> <p>イ～ハ（現行どおり）</p> <p>2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者</p> <p>イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</p> <p>ロ 金商法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務（同項第1号に掲げる有価証券に係る業務に限る。）</p> <p>ハ 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務</p> <p>ニ <u>金商法第29条の4の4第8項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務</u></p> <p>3 （現行どおり）</p>	<p>(協会の要件)</p> <p>第5条 （同 左）</p> <p>1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（次に掲げる業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イからハまでに掲げる業務のみを行う者を除く。）</p> <p>イ～ハ（省 略）</p> <p>2 （同 左）</p> <p>イ （同 左）</p> <p>ロ （同 左）</p> <p>ハ （同 左）</p> <p>（新 設）</p> <p>3 （省 略）</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="400 248 549 282">付 則</p> <p data-bbox="165 344 783 517">この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年5月22日法律第32号）附則第1条本文に定める施行の日から施行する。</p>	